

第三十九回国会 衆議院 内閣委員会議録 第十号

昭和三十六年十月二十五日(水曜日) 午前十時五十九分開議

出席委員

- 委員長 中島 茂吉君
- 理事 伊能繁次郎君 理事 草野一郎平君
- 理事 堀内 一雄君 理事 宮澤 胤勇君
- 理事 飛鳥田一雄君 理事 石橋 政嗣君
- 理事 石山 權作君

出席政府委員

- 宇野 宗佑君 内海 安吉君
- 小澤 重喜君 大森 玉木君
- 海部 俊樹君 龜岡 高夫君
- 白濱 仁吉君 辻 寛一君
- 八田 貞義君 藤田 義光君
- 藤原 節夫君 保科善四郎君
- 緒方 孝男君 杉山元治郎君
- 田口 誠治君 山内 広君
- 山花 秀雄君 受田 新吉君

出席閣員

- 人事院總裁 入江誠一郎君
- 人事院事務官(給与局長) 瀧本 忠男君
- 総理府事務官(内閣総理大臣官房公務員制度調査室長) 増子 正宏君
- 行政管理局長 岡崎 英城君
- 総理府事務官(行政管理局長) 山口 西君
- 総理府事務官(行政管理局長) 原田 正君
- 行政監察局長 林 一夫君
- 調達庁長官

- 総理府事務官(調達庁総務部長) 大石 孝章君
- 大蔵政務次官 天野 公義君
- 委員外の出席者
- 総理府事務官(行政管理局長官官房秘書課長) 河野 勝彦君
- 総理府事務官(行政管理局監察審議官) 井原 敏之君
- 行政監察局長 麻生 茂君
- 防衛庁参事官 安倍 三郎君
- 専門員

十月二十五日

委員小笠公昭君、加藤常太郎君、金子一平君、島村一郎君及び前田正男君辞任につき、その補欠として宇野宗佑君、藤田義光君、白濱仁吉君、亀岡高夫君及び海部俊樹君が議長の指名で委員に選任された。

同日  
委員宇野宗佑君、藤田義光君、白濱仁吉君、亀岡高夫君及び海部俊樹君辞任につき、その補欠として小笠公昭君、加藤常太郎君、金子一平君、島村一郎君及び前田正男君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四一四号)  
特別職の職員給与に関する法律の

一部を改正する法律案(内閣提出第四二四号)  
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)  
臨時行政調査会設置法案(内閣提出第四四号)

○中島委員長 これより会議を開きます。

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の三案を一括議題とします。

各案に関する質疑は昨日終了いたしましたので、これより討論の申し出がありますので、順次これを許します。田口誠治君。

○田口(護)委員 私は日本社会党を代表いたしました。ただいま議題となりました一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案外二件の政府案に対し、反対の討論を行なわんとするものであります。

反対理由の第一点は、去る八月八日人事院より勧告のありました内容は金額についても上下の格差是正について、切なる公務員諸君の要求とまわめて大きな相違があるからであります。言葉をかえて申しますれば、人事院の勧告の内容は、資本家の低賃金政策と意を通じ賃金統制の思想の上に立つて勧告された内容であり、きわめて政

治的である。作為的で、かつ欺瞞的なものであることが、委員会の審議を通じて実証することができたのであります。人事院は勧告内容を理論づけようとするために民間賃金との格差是正をはかったと公表いたしておりますが、その事実は作為的のしか思えない指数的出し方をしておるのであります。具体的には、民間の勤労者世帯を対象として指数を算出するのが当然であるにもかかわらず、全世帯を対象としておるのであります。申し上げるまでもなく全世帯とは国民全階層のことであり、この中には公務員勤労者の世帯や、民間労働者の世帯、または失業者の世帯、それに生活保護を受けている世帯が含まれているのであります。これによるところの数字によって官民の賃金の比較を出すならば、必然的に低賃金が仕組まれることとなるのであります。こののみならず、学歴、年齢、性別、経験年数等の異なるグループ間で賃金格差を算出する方式についても、労働者の立場から言いますならば最大の方式であるパーシエ方式を希望するのであります。百歩譲って、常識的に算出するならば、ラスパイル方式とパーシエ方式の中間ともいえるべき幾何比率のフィッシュ方式をとるべきが、だれしも理解のできることであります。ところが、これについても、一番不利になるところの最小のラスパイル方式を採用しているのではありません。さらに公務員の賃金を決定する一つの要素であ

る十八才の成年独身者男子の賃金は、一定の消費水準を示す生計費として算出しておりますが、東京都における標準生計費を見ますと、昭和三十六年度は五人世帯四万三千四百円となっております。言うまでもなく生計費は、一人の場合の生計費は五人世帯の生計費の五分の一では生活はできないのであります。約四割増の生活費がかかるのが普通常識であります。それにもかかわらず高等学校卒業者の独身者の初任給を九千五百円に押えていることは、食えない賃金と知りつつ決定しているというこの矛盾を指摘せずにはおられないのであります。以上指摘いたしましたことと、人事院の勧告は、正しい理論の裏づけもなく、国家権力者の納得させるものもなく、国家権力者の賃金統制と資本家の低賃金政策への協力を終始し、はなはだしく自主性を失っていることを露呈いたしていることを私は知ったのでございます。

第二の反対の理由は、この矛盾をまざる理論づけによる人事院の一人当たり一千七百九十七円、五月実施の勧告すらも尊重せず、十月実施に変更したことであり、政府は人事院勧告の五月実施を十月実施に、延ばした理由に、現下の経済諸情勢に、かんがみても、一片の抽象的な表現で提案理由を説明しておりますが、これでは国民が納得のいくものではなく、十九日の内閣委員会で質問に対して、政府は、財源がないから十月に延ばしたのではなく五月実施とするならば給料を

週及精算をしなければならぬ、週及精算をすればインフレになるおそれがあるというような答弁をしており、また昨日二十四日の委員会では大蔵大臣は、自然増収の見込みがどの程度になるかという自信が持てず、今ではきりぎり一ぱいだという表現で、昨年度と同様に金がないから出せないのだというような表現をいたし、言葉を悪く申しますならば、のらりくらりのつかみどころのないところの答弁で終始いたしておたのでございます。そのみならず、四月や五月実施という人事院の通告があつても、これは予算編成上の技術的な面からできないことであるというふうな、暴言に等しい答弁をしてきている。このことは将来の通告に一つの不安を与えたものであることを、私は遺憾に思つておる次第でございます。さらに、給与大臣の福永さんは、おれは人事院の通告通り実施したいと考へ、最後まで努力をしたけれども、総体的な面から、多くの意見で十月実施と閣議で決定されたのであるから、よろしく了解して下さいと、きわめて低姿勢の答弁で、だれ一人として五月実施を十月実施に延ばした正当な理由、無理にでも納得のできるような答弁はなかつたのであります。

私はこのことをきわめて重大なことであると思つております。このことによつて、公務員諸君の賃上げ闘争にますます拍車をかける結果となることを憂うるのでございます。公務員の労働組合からスト権を取り上げ、その代償として設置され、公務員の給与、勤務条件の改善に責務を持つ人事院という法的な制度が、曲がりなりに結論を出し、政府に対し勧告をした勧告内容が守られない場合は、国民の前にその理由を明確にしなければならぬと思つております。そして曲がりなりにも公務員諸君に理解と納得をさせる必要があるのであります。このことをしなければ、国家公務員法の一一条一項に示されているごとく職員がその職務にあたり最大の能率を發揮し、または国民に対して公務の民主的かつ能率的な運営をはかるということの保障が困難になるからであります。

今日ここであらためて申し上げるまでもなく、御承知の通り公務員諸君は、人事院の勧告を不満として、公務員共闘会議の名のもとに、果敢な戦いをいたしております。そして政府が人事院勧告すらも実施しないこの不道義な態度に憤激をして、ますます大がかりな戦術と行動を行ない、また行なわんとしておるのでございます。私は思ひますに、この闘争は、年末、春闘にかけて相当憂うべき戦術が行使されることを予期されるのであります。政府はこの事態を重要視して、これを何とか收拾するために、公務員諸君と十分に話し合いをされ、事態を円満に解決するよう努力されることを強く希望するものであります。この闘争がますます深刻化し、憂うべき事態になるような場合には、その責任はあげて政府並びにこの案に賛成される政党にあることを明確に申し上げて、私の反対の意見にかえる次第でございます。

○中島委員長 受田新吉君。  
○受田委員 私は民社党を代表して、ただいま採決されんとする給与関係の三法案に遺憾ながら反対せざるを得ない理由を申し上げたいと思つております。

この一般職の職員に関する給与関係の法律案を長らくながめて参りますと、もともと一般職の給与が人事院によつて立案をされ、政府によつて法律化されておるといふ手續がされておるのです。特に公務員の場合は、一般の民間労働者のような罷業権等の強権もなく、その身がわりとしての機関である人事院によつて、勤務条件、身分の確保、不幸な措置をされた場合の救済措置、こういうものが守られておるのですけれども、人事院のこの重大な権能がとかく政治的にゆがめられてきておる具体的な例を、幾つも私たちが指摘せざるを得ません。人事院という機関が公正な立場でその大役を果たしていただくならば、人事院を尊重し、人事院の権能を擁護する立場でやつてきたわれわれといたしましては、どのような御協力も申し上げたい。しかしさうした人事院の権能が政治的にゆがめられるというふうな具体的な事象を拝見するときに、少なくとも私も人事院という機関に対する信頼をある程度失わざるを得ないのであります。特に今回の法案の内容を拝見しますと、初任給の場合におきましても調整手当、あるいは科学技術者に対しても同様な立場がとられておりまして、法律の体系としてはこそよく的であつてはつきりした原則的なもの打ち立てるような筋を通してお出しただくべきであつたということ、また民間給与との比較などにおきましても、人事院がちょっと御都合主義に陥つたような比較の面もありますし、一部の試験採用の人々に昇進のテンポを速めるような意図も見受けられるような内容もありません。一般公務員に希望を与えて、一

た、それがこわされておるのであります。以上、人事院の権威を尊重するように人事院は大いに御努力を願いたいと考へたことに對する一まつの不満があること、また人事院の機関を尊重し、人事院を廃止しようという空気に對しても、これを擁護した立場にあるわれわれといたしましては、せつかく人事院が出した案をそのままのみにされるという政府の方式がとられてないということこの二つの柱がわれわれに非常に大きな不満を与えていることをここで申し上げておきたいのであります。

な御特別職の問題、あるいは防衛庁の職員の問題につきましては、一般職と比較してどこかに特別のニュアンスを織り込もうとした独特の法案をお出しになつておられます。これは人事院の機関を離れた全くその職場における御立案である関係上、独走しておる傾向があります。特別職のあの法律案に盛り込まれた俸給表の基礎なども、明確な見解をつかむことができません。また防衛庁の職員の俸給表を拝見いたしますと、一般職と比較してはなはだしい相違点を発見するのであります。こういう点におきましても、同じく国家公務員であるという立場からは、一般職や特別職も少なくとも公平な基準で法案が出されるべきであつたと思ひます。こういう点におきましても、しばしば申し上げることがこのたびも実行されないで、一般職と特別職の間にばらばらな法案が出されておるといふうらみをここに露呈しておるのであります。この点におきましても、私たちは政府間における連絡調整に事を欠いて、セクト主義が露骨に現われてお

た、それがこわされておるのであります。以上、人事院の権威を尊重するように人事院は大いに御努力を願いたいと考へたことに對する一まつの不満があること、また人事院の機関を尊重し、人事院を廃止しようという空気に對しても、これを擁護した立場にあるわれわれといたしましては、せつかく人事院が出した案をそのままのみにされるという政府の方式がとられてないということこの二つの柱がわれわれに非常に大きな不満を与えていることをここで申し上げておきたいのであります。

な御特別職の問題、あるいは防衛庁の職員の問題につきましては、一般職と比較してどこかに特別のニュアンスを織り込もうとした独特の法案をお出しになつておられます。これは人事院の機関を離れた全くその職場における御立案である関係上、独走しておる傾向があります。特別職のあの法律案に盛り込まれた俸給表の基礎なども、明確な見解をつかむことができません。また防衛庁の職員の俸給表を拝見いたしますと、一般職と比較してはなはだしい相違点を発見するのであります。こういう点におきましても、同じく国家公務員であるという立場からは、一般職や特別職も少なくとも公平な基準で法案が出されるべきであつたと思ひます。こういう点におきましても、しばしば申し上げることがこのたびも実行されないで、一般職と特別職の間にばらばらな法案が出されておるといふうらみをここに露呈しておるのであります。この点におきましても、私たちは政府間における連絡調整に事を欠いて、セクト主義が露骨に現われてお

た、それがこわされておるのであります。以上、人事院の権威を尊重するように人事院は大いに御努力を願いたいと考へたことに對する一まつの不満があること、また人事院の機関を尊重し、人事院を廃止しようという空気に對しても、これを擁護した立場にあるわれわれといたしましては、せつかく人事院が出した案をそのままのみにされるという政府の方式がとられてないということこの二つの柱がわれわれに非常に大きな不満を与えていることをここで申し上げておきたいのであります。

ることを指摘せざるを得ません。

以上、三案の採決にあたりまして、民社党としては人事院の機関を尊重し、人事院に大いにかんばつてもらいたいと思つておられるわけの期待を裏切つた提案がされておること、またそれに対する処置において政府が国民に納得させられないような時期的なズレをもつて、実施期をおくらせて御提案になつておること、こういう点においてまことに遺憾でございますが、今後のこの法案の提出の一つの御反省の資料ともなるべき数々の点を指摘いたしました、この三案に対して反対の意思を表明する次第であります。

○中島委員長 これに討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。一般職の職員給与に關する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員給与に關する法律の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の各案を一括して採決いたします。

各案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中島委員長 起立多数。よつて、各案はいずれも可決いたしました。

なお、ただいま議決いたしました各案に關する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中島委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

○中島委員長 引き続き臨時行政調査会設置法案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。石橋政嗣君、

○石橋(政)委員 調達庁の機構問題について若干防衛庁長官にお尋ねをしたいと思います。この問題につきましてもはかねがね国会が開かれますたびにお尋ねを参つたわけでございますが、最近どうにか防衛庁と調達庁の間で話し合いが着詰まつてきて、仮の名を防衛庁施設庁と名づけておられるそうでございますが、そういうものを新しく作ろうという構想がまともまつてきておるといふようなことを私ども聞いておるのでございませうけれども、そういうことが事実なのかどうか、その辺からまずお尋ねをしてみたいと思つておるのです。大体どの程度の話し合いがついておるのか。特に次の通常国会にまつたものを法案として提出する意思を現在お持ちになつておられるかどうか、そういうことも含めてお答えを願ひたいと思ひます。

○藤枝國務大臣 お話のように調達庁と防衛庁の合体と申しますか、そういうことにつきましては、かねがね国会でもいろいろ御論議があり、また現在の基地等の施設の重要性にかんがみまして、米軍の施設といわず、自衛隊の施設といわず、これらを一元的に能率的に取り扱うのが妥当であるという観点からいたしまして、この問題を具体的に研究をいたさせておるわけでございますが、いまだに、名称等はまだ別でございますが、いざにいたして、早くこの問題をまとめ上げたい。もちろん行政官理の御意見等も伺わなければ

ばなりません。防衛庁といたしましては、通常国会にその取りまとめました案を御審議いただきたいという気持ちをおもちでございます。また具体的に参るわけでございます。また具体的に事務的に詰めるべき点も数点ございませうので、それらを取りまとめたいので、成案を得たいと考えておる次第でございます。

〔委員長退席、草野委員長代理着席〕

○石橋(政)委員 大体作業が相当進んでおられるようでございますが、それに関連いたしましたして、肝心の調達庁の職員給与は、不安を持ち始めておるようです。本来調達庁職員の不安を解消するため、この機構の問題が取り上げられておると私どもも理解しておるのですが、出発点としてはそういう気持ちで取り組んでおられると思つておるけれども、結果的には逆に不安をかき立てておる、そういうのが現状ではないかと思つておる。

そこで大体まとまりましたことについては、なるべく御説明を願ひまして、そういう不安を解消するように、一つ大臣としても努力していただきたいと思つておるわけですが、そういう意味で私の方でお尋ねをしてみたいと思つておる。

まず最初にどういふ名称か定まつておらないとおつしやつておられるのでございませうけれども、この統合の方法が調達庁を防衛庁に完全に統合してしまつておるといふ、そういう基本的な考えの上に立つて進められておるのか、それともそうではないに、防衛庁内の一部の機関、われわれが聞いておりますところでは建本のような機関を逆に防

衛庁の方から持つてきて、調達庁と一本にしようという基本的な考えの上に立つておられるのか、それとも全然別個なんだ、調達庁あるいは建本というものを離れて、新しいものを一つ作ろうというふうな構想の上に立つておられるのか、この辺がまず明らかになつておらないので、この基本的な構想がわかりますと、大よその見当もついてくるわけでございますので、その辺をまずお尋ねしてみたいと思ひます。

○藤枝國務大臣 なお研究の余地はあつては防衛庁の方に調達庁の今の職務を合体するという方向でございませうけれども、それが完全に、たとえば防衛庁の建本というふうな機構に一体にするというふうなことはなくて、そこに新しい機構を考へていくことが最も妥当ではないかと思つておる。

○石橋(政)委員 その場合に、結局不安が出てきておると、私申し上げたのは、一つは現在あります二つの機構が合体する場合に、どうしても管理部門その他重複する面が出てきて、人員整理というふうなものが大量に現われるのではないかと懸念の一番大きな根拠になつておると私思つておるのです。その点大体現在の作業を進めていくと一時的にどの程度の、人員整理が予定されておるのかその辺を一つ……。

○藤枝國務大臣 まだ先ほどから申しましたように研究段階で、そこまで進んでおりませんが、私の気持ちとしては、最初に御指摘になりましたように、この統合の問題はいろいろ事務的

な能率の問題もございませうが、一つは調達庁の職員諸君の身分の安定と申しますか、地位の安定ということもねらいの大きな一つでございます。従いましてこの統合によりまして、調達庁職員の整理をしなければならぬというふうなことにならないように努力をいたしておる次第でございます。

○石橋(政)委員 実質出血は伴わないようにしたいと思つておるわけですが、配置転換その他は当然出てくるというふうな予想されるわけですが、その点はいかがですか。

○藤枝國務大臣 あるいは場合にによりまして、配置転換というふうなことは考へなければならぬ面も出てくるかと存じますが、先ほど申しましたように、できるだけ現在の身分を安定しつつ統合を果たしたいというのが私の気持ちでございます。

○石橋(政)委員 それからも一つ心配しております点は、公務員としての身分上の問題だと思つておる。これは調達庁を防衛庁の外局に移管するという問題が出て参りました場合にも、私どもも懸念いたしました。当時岸総理でしたかにわざわざ念を押しておつた点でございますが、当時の政府の答弁といたしましては、身分上の変更を加える意思は全然ない。あくまでも調達庁職員は従来の一般職としての身分を確保して、そして防衛庁の外局になるだけなんだということでございますが、今度の場合も当然この問題がまた出てきておるわけですが、この機構の統合が推し進められていくと、勢いまた従来確保されてきた一般職という身分が防衛庁の職員並みの特別職になつて、交渉団体も作れないのではないか

ということも、大きな不安の原因になつておるようでございますが、この辺のところはどういうふうにお考えになつておられますか。

○藤枝國務大臣 当時の岸総理あるいは津島防衛庁長官がお答えになりましたのは、調達庁が現在やっておりますのは、調達庁の管理、調達あるいは労務の關係もございませぬが、そういう形で防衛庁の外局になる。従つてそういう職務の内容もあるいは身分關係も動かないということをお答えされたのだと私は承知しておるのでございませぬ。今回統合をいたしましたので、労務は別といたしまして米軍の施設も、また自衛隊の施設も、同時に一括して取り扱ふということになりますと、その点は、調達庁がそのまま防衛庁の外局に入つたということは性格が變つて参るかと存じております。しかし、その辺はさらにもう少し研究を進めて参らないと、ここで特別職にするのだ、あるいは一般職でそのままおるのであるということをお答えする段階ではないわけでございます。

○石橋(政)委員 そのところが少しはつきりしないのでございますけれども、現在防衛庁において補償業務の處理に当たつておるのは、主として制服の諸君だといふふう聞いておりますが、これは間違ひございませんか。

○藤枝國務大臣 自衛隊の施設についての補償業務は、主として制服がこれを取り扱つております。

○石橋(政)委員 そうしますと、自衛隊において直接国民に対して加害者の立場に立つのがこの制服の諸君だと思ふのですが、この補償業務もまた制服の諸君がやつておる、こういう形に

なつておると思ふのですが、この辺は加害者の立場に立つ制服が、みずからこの被害者の補償の業務に携わるといふのはあまり理想的な形ではないのじやないか、やはり補償業務は、制服を着ていない人の方にやらせた方がよいのじやないか、そういうふうにお考えになりますと、自衛隊の補償業務というものを切り離して調達庁に持つていく、こういう構想も当然成り立つわけでございますが、一つ身分の保障の問題と関連して十分にこの点は御検討を願つておきたいと思つておられます。

そこでちょっと参考までに、事務当局で持つておるけれども、防衛庁が取り扱つてきた最近までの特損関係の補償業務の処理件数、金額、おわかりですか。わからなければあとで資料を出していただいていいです。

○草野委員 長代理 資料の持ち合わせがないので、あとで……。

○石橋(政)委員 それではあとで一つ資料を御提出願ひたいと思つてます。私も前々から、先ほど申し上げたように、調達庁の将来の問題というものは多大の関心を持つて参つたわけですが、これについて政府側も、最近とみに建設的に御心配下さつておることはまことにけっこうだと思つてございませぬけれども、逆に不安をかき立てておるような現状はまことに残念だと思つておる。そういうところから、前々から主張しておりました諸官庁の一括調達というふうな問題を、もう一回振り返つて御検討願つた方がよいのじやないかというふうなことを、この間川島長官にも申し上げましたところ、それは確かに検討の価値もあるように思ふからという御答弁をいただいております。

わけです。特に前行管長官の小澤さんは、この問題を積極的に考えておられたようで、私もその質問に対してはなしに、みずから答弁の際に、そういう構想をお述べになつておられました。私もその構想は大賛成でございます。私どももこの構想は省けるか、そういう意味において、各省庁が独自の立場で持つておられます調達なり、あるいはばらばらの形で行なつておる補償業務なり、そういうものを一つの役所が統括してやる。

しかもその柱として成り立ち得る調達庁、そうしてその職員は熟練の職員を持つておることでもあり、これを生かす点から計つても非常にいいのじやないかというところを前々から言つておつたわけでありませぬので、その辺をもう一度、やはりそういう構想を含めて御検討を願ひたいということをお申し上げておきたいと思つておられます。

なお従来調達庁の職員が、調達庁が防衛庁の外局になつてから三年になるわけでありませぬが、その三年間にすでに六百五名整理されておると聞いておりますが、防衛庁に行けば首切りはなげらうというふうな期待を持つておそらく行つたのだらうと思つておられます。現実は六百人も首を切られておる。しかしその切られた中でも大半の者は配置転換で救つたのではないかと聞いておられます。分が分りだと思つて、調達庁から防衛庁に移つた人がずいぶんおられるわけですが、ところがこの職員の人たちの中にもまたいろいろの不満があるようです。私率直にそれを取り次いでみたいと思つておられますが、防衛庁においては、各出先機関あたりにも多いと思つておられますが、主要のポストをいわゆる制服組が

占めておつて、いわゆる文官はその下に配置されて、六等級の職員でもコッピ取りをやらされたり、雑用をやらされたりしている。全く責任のある仕事なんかしていないというふうな人が多い。こういうふうなことは非常にむだでもあるし、いかに、もうお前用がないからやめたらどうかと言わんばかりの態度をとられるわけですが、そうすると調達庁では首を切られるから防衛庁に配置転換をして、ここなら大丈夫と思つておられる。行つた先においてそういうふうな扱いを受けたら、これはまことにおもしろくないというところは十分御理解できると思つておられますが、そういう例はないという自信がございませぬか。私の方には訴えがきておるわけでありませぬ、そういうふうなことをやつていものかどうか、非常に疑問を持つておられるわけでありませぬが、一つ大臣の御感想なり御決意なりをお聞きしたいと思つておられます。

○藤枝國務大臣 具体的な例につきましても、私は私には不敏であります。まだ存じておりませぬ。ただいづれにしても職務が、転換されまして、あるいは本人の専門的な能力等が十分に發揮できないでおるといふようなことが絶無だとも私は考えないのでございませぬ。そういう点を、考えますと、今後の心がまえといたしましては、できるだけ現在の地位を安定させて、そうして本人の本来の専門的な知識が十分に生かされるようなことにはたさなければならぬと思つておられます。御指摘の点等はまた十分調査をいたしまして善処をいたして参りたいと思つておられます。

○石橋(政)委員 こういうことはむだですし、またおもしろく働かせるということも考えなければならぬという立場から言つても、ぜひ十分に御注意願ひたいと思つておられます。そのほかに訴えられてくる不満がいろいろあります。

防衛庁では、文官の場合も五十五才で実質的に定年制をしておられるのかどうか。現実にはそれをやつておられることですか。それから女子職員の場合、もう勤続年数が五年になるとやめろと言わんばかりの勧告がしきりに行なわれるということも聞いておられるわけですが、そういうこともあるのか、その辺も一つお聞きしておきたいと思つておられます。

○藤枝國務大臣 せびると、いいですか、文官の方につきましては、今御指摘のようなことは万々ないと私は考えておられます。なお十分注意はいたしますけれども、現在までさうなことをやつたことはないと思つておられます。

○石橋(政)委員 私どもが聞いた範囲では、主として出先がおもだ、しかもその主要なポストは制服が占めておると聞いておられるわけですが、制服といへば自分では軍人のつもりでおられるが、そのやり方はまことにいやらしいやり方じやないかと思つておられる。とがたくさんあるわけですが、大臣もよく実態を把握されて、そういう下部の末端の人事などにも気を配られて、少なくとも職員が持つておる国のために働くという意欲を燃やし得るようになつて、そういう環境を作つてやるように十分御注意を願ひたいと思つておられます。

一方的に定年制をして、いわゆる普通に通にいわれる肩たたきというのか、もつと露骨な形は別としてやめさせてい

く。女子職員などは五年も経過したらやめろといわんばかりの扱いをする。そういうものの参考に供するために勤務評定をやる、あるいはやめさせようと思う者に対して全くむちやな強制配置転換をやる、そういうようなことがずいぶんあるようにございますので、大きな問題ももちろん大臣の任務としてやらなければならぬわけでございませぬが、こういうところまで気を配っていただきたいということ、申し上げて、一応私の質問を終わりたいと思ひます。

○藤枝国務大臣 人事管理については、十分細心の注意を持ってやらなければならぬことは申すまでもございませぬ。さらに各方面を注意をいたしまして、人事管理の全きを期したいと存じておる次第でございます。

○草野委員長代理 次に山内大臣。

○山内委員 実は私もあまり勉強がまだ進んでおりませんので、思い違ひの質問もあろうかと思ひますから、御指摘いただきたいと思います。

まず最初にお尋ねしたいことは、行政審議会が、第五次の答申をされまして、その答申に基づいて今度臨時行政調査会を政府は組織しようと思ひましたわけでありませぬ。そこでこの行政審議会のお出しになりました答申案を目を通して見たわけでありませぬ。この審議会はわざわざ御苦勞されまして作られたものでありますから、私はあえてこれにとやこう申し上げる失礼はしようとは思ひませぬ。しかしながらこれは生みの親になつておりますから、これがもし不良な子になつたり鬼子になつては困るので、この基礎について若干お尋ねしておかなければならぬ。

こう思うわけでありませぬ。実は「行政運営の簡素化能率化について」という復申を添えました第五次の答申案はごく短いものであります。大きな活字にして百行足らずのものであります。これを讀んでみまして、その次に政府の調査会を設置するに至りました提案理由を讀んでみまして、ところが非常にはこれは相違のあるに実は驚いておられます。全然ニュアンスも違ふ、内容も違ふ、非常にたくさん疑義を實は持ったわけですが、そういう意味でこれから逐次その点についてお尋ねしていきたいと思ひます。

まず最初の一点であります。今度川島さんが長官になられて説明がございましたが、前回の国会では小澤大臣が説明をされた。大臣がおわかりになつておられますので、あるいは御存じない点かとも思ひますが、これは事務的というよりも、事務次官もおいでのようなので、御答弁があつていいと思ひます。

実はこのお二人の提案理由で一つ非常に大切な点が相違しております。それはどういふ点かと申しますと、前の国会のときは補足説明ということ、実はこの調査会は首切りを考へていないということと日を改めてはつきりと言明されております。しかもこの中で「政府は」という言葉を使ひまして「政府は人員整理を行なうことは全く考へていない」ということとございませぬ。ところが今度川島長官の御説明ではこの「政府」という言葉を、説明するものではありません。こう書きかえられておる。あとの全文はどの字

句もよく読み合わせてみました。同じものであります。これは必ずやお考へがあつて、変えられたと思うのですが、どういふ御見解か、これをまずお聞きたいと思ひます。

○川島国務大臣 実は私は小澤長官時代の提案理由を讀んでいない。私が先般ここで申し上げました提案理由しか承していませんのであります。公務員の整理をするには臨時行政調査会の目的でもなし、またそういう意図のないということをはつきり申し上げたわけでありませぬ。「政府」ということとどういふふうの意味が違ひますか、法律上の用語は存じませぬから、一つ事務当局からその点は説明いたさせます。

○山口(西)政府委員 用語の点につきましては、政府の提案理由を申し上げたわけでありませぬが、内容は同一と考へていただけてつこうだと思ひます。

○山内委員 私は別に人を疑うわけではありませぬけれども、これからだんだんと議論を進めていくうちにこれは非常に明らかになつて参ります。しかも公務員の人員整理は考へていないと思つておられます。その通りのお考へでやられておられると思つて、ところが答申されるのは、行政調査会という別個の機関がどういふ結論を出してくるかからには、公務員は数が多過ぎるからには何名に減らせ、こういう答申が出された場合、総理大臣はその意見を尊重しなければならぬという義務までを付加しておるわけですが、それならば前の長官のときは場合はまだこれ、政府は人員整理をやらぬとい

うことを言つたじゃないか、しかるにかりにそういう拘束を持つ調査会が結論を出した場合、不都合だという攻め手は若干あるわけですが、ところが今度の場合は「公務員の人員整理のごときを意図するものではありません」と言つておる。考へていないだけで、調査会がもし公務員の人員整理をやつてきた場合、政府は公務員の人員整理というものはやらぬけれども、これは実はやらざるを得ないでやりましたという口実は、今度私どもの立場からは政府に攻め手がなくなるわけですが、この全文を全部前と同じように書かれながら、ここだけ意識的に変えられたというところは、三年の時限立法です。三年後に出された場合、こういう語句の問題の争ひに——私おるかどうかわかりませぬけれども、なつた場合に、公務員の人員整理はやらぬのだ。ところであとで私は詳しく申し上げませぬけれども、そういう意味でもきめ手がなくなつてくる、こういう意味で意識的に変えられたのではないかと、将来ももちろん人員整理を含む調査会の結論を期待しておるのではないかと、そういう点でもう一点長官に念を押ししておきたいと思ひます。

○川島国務大臣 政府と読みかえられて御了解願つて差しつかえないのであります。今度の行政調査会のねらいというのが、人員整理では全くないのではありません。国民のサービスを向上するために行政を簡素化、能率化しようというのでありますからして、絶対に人員整理ということを意図しておりませぬ。これははつきり申し上げたいと思ひます。

○山内委員 はつきりした長官の御答弁があつたわけですが、それではこの行政審議会の出されたこの答申案の内容についてちよつとお尋ねしておきたいと思つたわけでございます。短い文章でありませぬけれども、これを長官はお読みになつてどういふふうにお受け取りになつたかわかりませぬけれども、私はこの答申案は非常に公務員の数が多しというところを指摘したと見ておる。その理由はこれからだんだん申し上げていきたいと思ひます。それでせつかりつばな万々がお出しになつた答申案に、決してけちをつけるわけではない。さつきも申し上げた通りです。ただこれをずつと読みますと、結論的に言つて、私は大きなねらいが二つあると思つて、これをぐつと詰めてしまふと思つて、一つは今公務員がやっておる政府の仕事で、できるものは民間に全部移譲してしまふという強い要請がある。これが第一点。しかもこの中にはずいぶん大胆な表現をされておられます。たとえば第一点の方で「らんになつていただきたいと思ひます。」「国の事業または事務で、」あと「は省略してもよろしいのですが、地方公共団体に移譲または民間方式を取り入れること、その次「なお、公共事業等は、民間請負を原則とする」というたつておられます。少なくとも今後増加するものについては、すべて請負とすることを建前とする、公共事業を全部民間にやつてしまふということになります。長官はそのことをどうお考へになるのか。行政に何らの支障もないのか、政府の方針と矛盾するところはないのか、請負にやるのが能率が上がるのか、それが国の繁栄に役立つの

が、一つこの点、長官の御意見を聞きたいと思います。

○川島国務大臣 前小澤長官時代に本案を提案いたしました。むろんその動機の一つといたしまして、行政審議会

の答申によること言うまでもありませんが、しかしそればかりでないものでありまして、現在の行政機構というものがきわめて複雑多岐でありまして、何らか抜本的な改組をする必要に迫られておるときでありますからして、答申もあつたことでもあり、おそらく小澤長官としては提案をしたのだらうと思

います。答申は答申といたしまして、政府が臨時調査会を提案する以上は、あとは政府の責任においてこれをやるのでありまして、この答申案に盛り込んでおる事項は一応調査の対象にはなりません。なりませうけれども、これを遂行するために調査会を作るのではないのでありますからして、十分検討いたしまして、臨時行政調査会を作つた目的に沿うような運営の仕方を、新しい調査会にしていただきたい、こう考へておるわけでございます。

○山内委員 今長官は非常に大事なことを御発言があつたので、それはまた次にお聞きしますが、前にお尋ねした公共事業全部民間にやれということをや放しで、行政審議会は政府に非常に重要といひますか、要請しておる。このことがはたして政府の仕事とどういう関係を持つのか。公共事業という相

当の国の仕事を全部民間に原則としてやれ、今後ふえるものはすべてが請負なんだ、業者にやらせるのだ、直営はまかりならぬという答申なのであります。こういう行政審議会の答申をうのみにしていいものかどうか、その点私

非常な不安があるわけですが。実例もありませんので、申し上げてもよろしいのですが、もう一べんお聞きしておきたい。

○川島国務大臣 私は不敏にしてまだそういう点に対する研究が足りないのではありませんが、公共事業全部を民間に移すか移さぬかということは、これは非常に重大なる政治問題でありますから、そういうものを取り上げて今度の調査会で検討して参らうと思つております。私ども役所といたしまして、またこれは役所でない政党自体も、自由民主党でも社会党でも政党自体も、すべてに、御研究願う問題でありますので、ここで結論的にと申し上げるとは困難でないかと思つて申し上げ

ます。○山内委員 いや、実はこの説明は行政審議会もつぱな方々が委員になつて出された結論でありますから、私も尊重したいのでありますけれども、公共事業を全部請負でやれということには少

し冒険ではないか。しかも国の行政としては逆な面も私はあると思う。ということは、たとえば公共事業というのは説明するのにおこがましい話ですけれども、いろいろな国の政策といふものはこの中に入つていかなければならぬ。たとえば失業者のために失業対策

をやると。そうすると公共事業を起さして、そうして何%の失業者はこの中へ入れるといふ法律もあるわけですが、ところが民間に請負でやらせると、こういうことができない。なかなかやらない。能率が上がらぬとか何とかいふことで、せつかく失業対策として考え

たものが消えてなくなつてしまふ。それではうまくないから、逆に直営でも

つて多少能率が上がらぬでも、一つの社会政策として失業対策でやる事業だから、それを一つ直営にしてやろうという考え方も、私つぱな考え方として成り立つと思ふ。ですから、これを見ますると、野放しで何か請負をやることだけはいよいよ書いてあるけれども、これは決してあなたの方の政府がやりになつても野放しではできないことではないか。こういうことをちよつと御注意を申し上げたわけですが。

そこで今大臣から大事な御答弁があつたわけですが、この行政審議会の答申案そのものを実行するのではないのだから、いろいろなスタッフを集めて、これから研究し、そうしてどうすること

とがいのか、一つ立案研究してこれからやつていこう。私は実はその点から言つては聞きたかつたのであります。御答弁のある前に……。そうしますとせつかく答申案が、こうして何日も御努力になつてつぱな方々が協議

された、このことは無視されていい、このことは何も拘束を受けないのだ、全然白紙になつて新たに調査会はこの行政運営の簡素化、能率化のために立案するのだ、そう理解してよろしいのですか。これは何か大へんなことのように思ふのです。

○川島国務大臣 行政審議会の答申案の内容は、調査の対象にはなりません。なりませうけれども、これに拘束されないのであります。この範囲内で調査するのではないのであります。もつと高い見地に立ちまして、日本の行政全体を再検討

しよう、こういうことでありますからして、それに拘束されるという意味は全然ございません。ただこれは調査の

対象になるということだけははっきりしております。

○山内委員 どうもその言い方もちよつと私おかしと思ふのですけれども、たとえば結論だけ、これはこの行政審議会の立てた結論に従つて今度調査会というものを政府は考へてなつたのでしよう。そういうふうにしてあるのだから……。そういうふうにして、この結論に行政の体質改善のための強力な臨時診断機関の設置を要望された答申案の結論だけにとつて――そうするとここに至るまで行政審議会がいろいろ考へてこられて四つの柱を打ち立て

ておられますけれども、そういうことが無視されて結論だけを持つてきてやるということ、これはまたまたむだなことでもあり、何か行政の簡素化を建前とする行管の仕事からいへば、りつぱな行政審議会というものが苦勞して案を立て、そして答申されたものを、過程は全部無視してしまつて、結論だけで強力なものを作つていふのも、何かちよつと矛盾があるように思ふます

が、その点はいかがですか。

○川島国務大臣 臨時行政調査会を設けようと思つた一つの動機は、行政審議会の答申に、ありますけれども、しかし法案を出すについては政府の責任で出すのであります。政府といたしましてはたとひ答申がなくとも、現在の行政機構というものが非常に複雑でありまして、國民に非常に不便をかけていますからして、この際抜本的に改善しようという考へがありま

した。それと二つの理由で出したわけでありまして、ただ答申があつたからそれだけにこだわつて出した、こういう意味ではないのであります。

○山内委員 それをあまり議論しますと行政審議会にも失礼になるようでありませうから、その点はまず一応伏せることにいたします。

ただこの行政審議会の答申を見ますと、第四番目には、国会関係の業務が行政事務を妨げている、抽象的ではあります。これは非常に一般的で抽象論であります。これは非常に一般的で抽象論であります。これは非常に一般的で抽象論であります。これは非常に一般的で抽象論であります。

行管も誕生してからかれこれ十年くらいになると思ひます。そしていろいろな仕事をおやりになり、そしてその結果は答申の文書でもつてわれわれの前に明らかにされておるわけでありませう。これを「行政監察からみた行政の問題点」といふ非常に分厚いもの、これも実はゆるべ私の手元に届いたばかりです。内容はもちろん説むいとまはないのですが、この目次だけをすつと拾つてみましても、相当行政の核心に触れた非常な努力の跡と、ここから結論

が出ると私は思ふ。これ以上どういふ方法でお調べになるかわかりませうけれども、調査会というものを新たに設けて、そしてそのスタッフでもつてかりにいろいろのものを研究されても、これ以上のもはないのじやないか。しかもこれは時限で三カ年、昭和三十

九年まで結論を出すことになつておる。そうするとおのずと資料というものは、今までの行管の職員が集められたそのものを、ただどういふふうに使つかないかと思ひます。こういうことでは以上どういふふうにお調べになるの

は、今までの行管の職員が集められたそのものを、ただどういふふうに使つかないかと思ひます。こういうことでは以上どういふふうにお調べになるの

か、この調査会の運営について少し構  
想がありまして、これは事務的なこ  
とですから長官でなくてけっこうで  
から、一つ答えていただきたい。

○山口(西)政府委員 たいま御指摘  
のように監察でいろいろの問題点は出  
ております。その問題点を今後改善し  
ていくというために、どういうふう  
に直していくべきかという問題につ  
ましては、これはやはり相当外部の人の  
専門的な意見を取り入れる必要があ  
るといふのが、今度の構想の一つの重  
要なポイントであります。そこで、も  
ちろんこの監察の結果は利用されるわ  
けでございますが、さらにその上に独  
特の外部の人たちの構想に基づく調査  
を加えて、前向きに積極的に改善方法  
も出していききたい、かような考  
え方でございますので、今度の調査会にお  
きましては、専門調査会の方をお願い  
いたしまして、大体この前長官からも  
御答弁申し上げたのでございますが、  
調査会が充足してからあるいは調  
査会の御意見によって多少変えられる  
ことはあると思っております。ただ  
いまの構想では、ほぼ四つないし五つ  
くらいの専門の調査部会を作りまし  
て、それに専門の相当学識の高い方々  
を配属いたしまして、その下に手足と  
して調査員を、これは主として行政管  
理庁が協力するようになると思いま  
すが、政府機関の方から加えて、それ  
によって調査を進めていく、かような考  
え方でございます。

と、大体これは、この予算の概要をも  
らっておりますので、各庁から供出さ  
れる方々の人数も大体わかります。た  
だこういうふうにして各庁からエキス  
パートの方々が集まりになるので  
しょうけれども、寄り合い世帯にし  
てしまつて、ここで行政の簡素化をみ  
なして相談しようといつても、ここが  
なわ張りの温床になるのじゃないか。  
そうでなくとも、この広い中で、この  
前何かのときに私も指摘しましたけ  
れども、確かに各官庁のなわ張りとい  
うものは行政の能率を妨げていると思  
います。けれども、集約されてここに集  
まった人たちが、お互いに自分の出  
てきた先のあれをやつたら、これは同じ  
ことになるのじゃないですか。この心  
配が一つ。

もう一つは、民間人も大いに意見を  
入れる。ところがこの民間人の御意見  
というの、私非常に片寄り過ぎる心  
配があると思う。特に、先ほど長官に  
ちよつと申し上げましたが、民間の方  
という、財界の方だろうと思うので  
す。そうすると自分のというか、財界  
が繁栄するように、政府のやつてい  
る仕事は全部民間に払い下げて、ある  
いは請負でやる、こういう意見が強く  
なると思う。私はこの第五次の答申案  
とお書きになった委員の方の名簿を  
と見ましたが、この中に大学の教授、  
先生が三人か、あとはほとんど財界の  
りつばな一流の会社の社長さんです。  
ですから、おのずと答申案というもの  
の四つの柱は、財界を中心としたもの  
の考え方に集約されていった。そうい  
う点を私強く指摘したい。けれどもこ  
れは今度の調査会の調査事項にはな  
りけれども拘束を受けないという長官の

御答弁ですから、これはまたこれから  
の委員の選考を新たにされて、構成が  
かわればまた公正な改革があると思  
います。しかしなかなかこれだけの国家  
の行政全般に精通して、そして正しい  
意見を出して七人の委員というの  
は、どういふふうな御選考になるつも  
りか知りませんが、これは大へ  
んな事業だと思つて、あるいは考え  
方によつては、各省から一名ずつな  
わ張り争いで一生懸命議論せよとや  
らして、おいて、その中で川島長官のよ  
うな卓抜した意見を持つておる者は、そ  
の議論の中から集約して結論を出す  
という考え方も出るかもしれませんけ  
れども、私はかえつてこの調査会がそ  
ういふことで各省のなわ張り争いの一  
つの発火点になりはせぬかと思う。その  
点についてはどういふお考えですか。

○川島島務大臣 この調査会が成果を  
おさめるか、おさめないかということ  
は、全く委員の人選によるのでありま  
す。また委員は人選してありませんけ  
れども、幸いに御承認を得れば直ちに  
人選に入りたいと思つております。こ  
の人選につきましては各界から広く人  
を求めたい。財界に片寄りません  
で、学界その他各界から求めるともに、  
むろん七人委員には、役人は入れませ  
ん。ただ専門委員、調査員には必要上  
若干役人を入れませうけれども、これ  
は民間の方々に御協力を願ひまして、  
役所のおいの全くない、違つた角度  
から、今の行政機構を検討して立案す  
る、こういうふうな持つていきたいと  
思つております。

でこの調査会の内容について、この法  
律案から二、三お尋ねしておきたいと  
思ひます。

委員については今言われた通り高い  
見地から公平に選考される。それか  
ら専門委員あるいは調査員、これは若  
干役所から入つてくるということも、  
技術を必要とするからやむを得ぬと思  
います。ただこの人たちは全部非常勤  
にしておるのはどういふことなのか、  
これだけの仕事を三年という期限つき  
で、そして結論を出さなければならぬ  
のに、私はそういう財界人とか学者を  
常勤にせいということは無理だと思  
いますけれども、少なくとも専門委員、  
調査員ならば、これは仕事に傾倒させ  
なければならぬのではないか。これ  
を非常勤とした理由がどこにあるの  
か、その点もお聞きしたい。

る、こういう構想で今度の調査会の調  
査の機構は考へております。

○山口(西)政府委員 それからの調査会が仕  
事を始めると、行政審議会の業務はス  
トップということになっております  
ね。そうしますと行政審議会の職員と  
か、そういう機構をあげて調査会に吸  
収するという考へ方ですか。そうでな  
くて開店休業ということなんでしょうか。  
○山口(西)政府委員 この法案に書い  
てございますのは、行政審議会の方に  
は、この調査会が調査審議することを  
適当とすることにしておりますが、  
ないということになっておりますが、  
実は行政審議会の方はほかに任務を  
持つております。そこでほかの任務に  
つきましては行政審議会が行なわれる  
ことにはならずであります。

○山口(西)政府委員 この調査会の調査の範囲  
なのですが、これは地方公共団体及び  
公共企業体、そういうものも一応調査  
の対象になるとうたつてあるわけ  
です。そうしますと、これは大へんな範  
囲になるわけですが、地方公共団体は  
当然これだけの熱意をもってやるので  
すから、捨てておく、わけにはいかな  
い。公共企業体も同じだ。しかしこの  
やり方ですが、これはどういふふう  
にお考へになつておるのか。たとえば地  
方公共団体に権限を委譲して、そして  
今いろいろ委託事務ということでは  
地方公共団体にやらしている仕事が多  
くあります。あるけれども、その経  
費というものはほんの名義だけをや  
つて、そして地方公共団体では非常に  
迷惑しておる事実がある。ですから地  
方にまかせるといふ考へに立つのか、それ  
とも中央集権的に、地方にやらせるよ

り国がやつた方がいいといつて吸い上げていくのか、この点のお考えはどういうことになるのをごいいますか。

○山口(西)政府委員 その点は非常にむずかしい問題でございますが、実は当然に地方公共団体や公共企業体についても触れられるわけであります。主体は国の行政運営に置いておられますけれども、それが関係する部分については、必要に応じては公共団体の事務も調査をし、あるいは公共企業体の事務も調査するということになると思ひます

が、あくまで主体的に考えておられますのは国の行政であります。時限立法でありますし、いろいろ手広くやりましたも効果も期待できません。いづれは発足したしましからいろいろ検討して具体的に取上げられると思ひますけれども、そう広くはおそらくは無理であろうかと思ひます。

○山内委員 事情はさうだと私も想像はいくわけですが、しかしこれは手をおかけにならぬという、せつかくの考え方がもう宙ぶらりんになります。地方自治体というのは、説明するまでもなく今は民主主義の時代で憲法でも保障されていますから、相当に仕事をやっておる。ところが地方自治体の仕事と国の仕事と分かれておるのを、今度あなた方は委託事務ということでのいろいろな調査を通知を出してやらせておられるでしょう。その経費なんかまかなつておられない。実際これは私体験しておる。これはやらせるからにはやはりやらせるだけの予算措置を講じてやらなければいかぬと思ふ。今度のこの調査も、二千七百五十万ですか、予算を組んでいますけれども、内容をみると全部これは人件費と旅費だ

けです。そうしますとそういう地方の実態を調査する、あるいはまた必要経費を地方にやる、まあ、この予算の中に盛るのはどうかと思ひますけれども、そういうことについては地方と國との關係を明確にし、そして財政的な負担を地方に負わせないという一つの決意も必要じゃないか、これはあとの調査会で詳説される事項かもしれませんが、ちよつと申し上げておきます。

それからもう一つ、これはどういふお考えになつておられるのか、本庁の上の機関はすべて計画を立てられるわけです。ところが第一線、現地、こういうものは一先経費の節減とか人員整理というものが来るに適用される。ところが実際の問題としては、企画庁の方は減らしてもいい場合がある。現地はさうでもないです。ところが実際仕事をやる場合には偉い人が企画庁におられますから、なかなか自分たちの定員を減らすということとはしない。それは全部下にしわ寄せしてはいい。その行政のあり方についてはぜひ

長官、お調べになつて——私は下の方ばかり擁護しておるのじゃない。これは大へんなことなんです。現に国鉄なんか今やつておるのを見ますと、下にしわ寄せをしておる。この企画立案に当たる者と第一線の調整の考え方、これも長官にあわせて意見と決意をお聞きしたい。

かかばりありますが、今度の調査会は決して人員整理を目的として仕事をすることはない。しかし長官の頭の中には、配置転換くらいは避けられまい、またさうでなければ行政の簡素化、合理化、能率化ということば考えられぬ。これはどうも体裁よく言われて、長官はさうお考えになつておることと思ふ。そのことは、実はいつの新聞でしたが、長官の談話の切り抜きも持っています。この点はさうだと思ひますが、いかがですか。

○川島國務大臣 過去数年間の行政監査の結果によりますと、各官庁間また官庁内部に非常にアンバランスがありまして、ひまなところ人があつて、忙しなところ人が足りないということがあります。最近監察しました郵便事業だけ見てもさういふ点がある。当然配置転換の必要が生じるのではないかと思ひますが、しかしこれは今の予断でありまして、調査の結果どういふ結論が出るかわかりませんが、さういふことはあり得るといふことは申し上げられる。ただ繰り返して申し上げることに、冗員があるからしてこれを首切るといふことはやらぬつもりでおります。またさうすべきでないのをごいいます。またそれが今度の調査の目的ではないのでありますから、さういふことはいたしませんけれども、能率を増進するために配置転換することば起るのではないかと、さう考へております。

○山内委員 仕事をやる上ですから、さういふことも起り得ると私も思ひます。ところがこの配置転換というのは、なかなか長官のお考えになるように簡単にいかないものです。この役

所から次と、これは地域が同じであればよろしいのですが、先ほど石橋委員と防衛庁長官の応答の中にも配置転換の話も出ておられますけれども、まず身分の問題も変わつてくる。地域が変わればなおさら本人としてはやめざるを得ない。おのずと退職を強要される形の配置転換というものがあつておるわけですから、さういふことがあつておるから、結論はどうなるかは別としても、ただその現われた結果、無理をしないといふことだけは、さきの石橋委員の考え方と私は同じだと思ふ。無理をしないで十分本人の納得のいくような線で話し合ひで解決していく。まあそれは幸いな場合だと思ひますけれども、ただ私が不思議に思ふことは、一体公務員が多いといふけれども、多いか少ないかといふ基礎的なものに疑問を持つておる。長官は多いような印象でものを言われておられるけれども、私は少ないと思つておる。これは去年自動車審議会が何かのときに話が出たのでありますけれども、極端な例で昭和二十七年から五、六年間に御存じの通り自動車の業務量というものは七倍以上になつておる。ところが陸運事務所という機構は定員がふえるどころか、逆に減つておる、こういう事実を私指摘した。それには別に誤つておるといふ指摘がありませんから、あの数字も正確かどうかわかりませんが、まあ間違ひなかつたと思ひます。これについてはどういふ措置を今お考えになつておられるかわかりませんが、行政によつては非常に足りないところがありはしないか。ですからそれを多いところから長官の言われるように下げてコ

ントロールして一つの地ならしをする。こういうお考えのようであります。そこでこれは事務的にもお聞きしておきたいのですが、一体公務員の数というものが妥当な線はどこにあるのか。これは非常にむずかしいと思ふので、外国の例を引かれるのも一つです。国民総所得に対して公務員の人件費はどれくらいという考え方もあるかもしれない。あるいは税金に対しての考え方もあるかもしれない。一体どこで公務員の妥当な線を引くのか、一つ行管の考え方をお聞かせ願ひたい。

○山口(西)政府委員 公務員の数が多いか少ないかといふことは、これは国情によつて非常に違ひますので、比較は非常に困難だと思ひます。ごくラフな比喩で一応見てみますと、先進國と申しますか、英、米、ドイツ、フランスといふようなところを對比してみますと、人口比では日本は多くございせん。その中では一番人口比では少ないようになっておられます。ただこれは公務員の数と公務員だけではないのかといひますと、実は会社でございいますと、さういふところでも人の使ひ方といひますと、それが非常に違ひるのであります。日本の一般的な社会の環境において、公務員がどういふことも見なければならぬと思ひます。ラフに見ましてアメリカでは——これは三五年、ちよつと古い資料でございますが、公務員一人当たりが二十三人になつておられます。地方機関も含めてあります。それから、英國は十五人、フランスが十九人、西独が二十人、日本は三十一人といふような状況でございます。これは必ずしもこの通りにはかるわけには参らぬと、思ひま

す、社会事情が違いますから。まあ非常に見るに非ざるという状況で、対比的にそれでは多いのだという事は言えないのではないかと思っております。

○山内委員 資料が古いかどうか知りませんが、非常に貴重な、これでも一つのものの考え方の足がかりになる資料だと思えます。イギリスは公務員一人で平均して十五人のサービスをしておるのだ、日本は三十一人という倍率以上でありまして、日本はむしろ公務員が少なく、こういう結論が一応これで出たと思えます。今前提のありまう通り、それははかり方もあるでしょう、公務員の性格、発令の形式の問題もあろうと思えますので、これはわかりませんが、しかし私の勘の通り決して公務員は多くない、むしろ足りないのではないかと。そういうことで、行政審議会の答申のありまう通り、機械化せよということをやったって、電子計算機ですか、ああいうようなものも使え、そうして能率を上げよということ、これは妥当な考え方だと思えます。そうして能率が上がり人が余っても首は切らないのだ、こういうことであれば、別に反対する何ものもないと思えます。そうしてもう少しサービスをよくして、そうして公務員と一般の民間人の接触ももう少しなやかな接触が保てませんか、忙しいとどうしてもそこがとげとげしくて行けば待遇ががらりと変わりますけれども、これでもはばずして知らない官庁に行つてごらん下さい。とてもじやないかとげとげしい。私考えてみれば非常に気が毒だと思つたのです。忙

しいところに行つて用を足しますから、そういうことになると思っています。せひその点は広い見地に立つて一つ長官もお考えをいただきたい。そこでもしかりに計算はどう出るか、今度新しい資料でおやりになると思いますが、でも、やった結果が余る。配置転換でどこを調整しても、大体この線ならいい。しかし電気計算機など使つて今度は公務員の数が非常に余つてきた。配置転換ではおつつかなくなつてきた。こういう場合は長官はどうですか、一つこの場合は公務員の勤務時間の短縮ぐらい思ひ切つておやりになるお考えはありますか。どういうことでお申し上げておるか、これは決して公務員を遊ばせるとかなくともか、た

とでは。一つの例で申し上げても、たとえば東京都の朝のラッシュ・アワーのあの混雑なんかどうですか。時差出勤をやつてみても同じことなんです。それよりもかえつて公務員は能率をうんと上げたかわりに、勤務時間八時間勤務をかりに七時間で一時間の差を作つておくと、この東京都に集まる公務員が一時間ラッシュ・アワーからはずれたら、それこそほんとうの一つの交通緩和になるじやありませんか。私はそれで業務能率が下がるとは思わない。そういう意味で思ひ切つて長官が、そういう場合には勤務時間の短縮をやつてやろう、そこまで御発言があれば、これは人員整理をねらつた調査会ではないのだ。これは大いに研究して、一つ能率の高い合理的な行政運営を考えようじやないか。これは協力者の考え方はずつと変わつてくると思

○川島国務大臣 先ほど来御質問なり

御議論になつておる人員のアンバランスを除外するということは、これは結果がそうなるかもしれないことではありまして、重点がそこにあることは言ひましてもないのではありません、私は今日公務員が多いか少ないかということをおこで申し上げるだけの資料を持っておりません。かつて多いと言つたこともなし、少ないと言つたこともないのであります。何せ能率を上げるにはどうすればいいかという点から、いろいろものを考えておるわけでありまして、今お話しのようなのも一つのお考えだと思つたのです。もう少し一つ公務員に修養と休養の時間を与えて能率的に動かせる、こういうお考えな

うかと思つたが、そういう考えもあろうかと思つたが、これは公務員だけではない、一般国民の勤務時間ともこれはならみ合わせる仕事でありますからして、ここで軽々にもお申し上げるわけにはいかぬのであります。一つ一つのお考えとしてこれははつきり承つておきます。

○山内委員 与えられました時間ももう過ぎておりますので、これで終わりますけれども、ただそこで今長官のお話のあつた通り、そういうことで御研究いただくことは大事ですが、ただそうなりますと、この第五次答申の内容は、先ほどでは白紙とは申されな

いけれども、拘束を受けないという返事ですから、私を満足いたしません。この答申がございましたところへ、この答申がございましたところへ、政府の責任において提案したわけでありまして、ここに私といたしましては、これは事務引き継ぎで小澤前大臣からお話を承りまして、これは私にせんだつて石橋さんにも言つたのですが、三十年の政治生活、代議士を三十年近くお

つておりました、いろいろ行政機構にぶつかりまして、これではいかぬぞ、何としてもこの際一つ抜本的解決をしたいということをおこなつておりましたので、もしかりにこうした小澤前大臣からの引き継ぎがなくても、私自身としてもこういう発案をしたかもしないのではありません、私はこれに非常に熱意を持っております。首切りなんという、そういうことではなしに、もつと高度の見地から日本の多々ある行政というものをどうしたらいいかということをお考へておられます。先ほど石橋さんから話のありました共同してものを調弁するということ、これもまことにけつこうなことであります。現に官庁の建設、建築事務というものは、今日では建設省が統一してやつて

るものもあるのではありません、縦割りの割拠主義を何とかして一つ排除いたしまして、今みたいな無責任なお互いに職を堅持するということをやして、ほんとうに能率の上がるような行政機構を作りたいということが私の念願でございますから、その点は一つ御了解願つておきたいと思つた。

○中島委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十七分散会

〔参照〕  
一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第四一號）に關する報告書  
特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第

九

四二号)に関する報告書  
防衛庁職員給与法の一部を改正する  
法律案(内閣提出第五〇号)に關す  
る報告書  
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十六年十月二十八日印刷

昭和三十六年十月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局